

外国人の地方参政権付与問題について

資料 1

1 経緯等

- 1995年 2月 ○永住外国人への地方参政権付与に関する最高裁判決。
※憲法15条の公務員を選定・罷免する権利は、日本国籍を持つ「日本国民」にあり、同93条2項の「住民」も、日本国民を意味すると判示。傍論で、法律により地方公共団体の長、議会議員等への選挙権を付与することは、憲法上禁止されていない旨を判示。
※日本国憲法抜粋
第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
第93条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その他地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。
- 1998年10月 ○民主党と新党平和(現公明党)などが永住外国人への地方参政権付与の法案提出。以後、この法案を含め、計7回にわたり法案が提出される(いずれも廃案)。
- 2009年10月～○新政権の発足以後、各都道府県議会において、反対や慎重な検討を求める意見書の採択の動き。
- 2010年 1月 ○政府・民主党首脳会議で政府提出法案として通常国会への提出を検討することを確認。
- 2010年 1月 ○全国都道府県議会議長会が、地方の意見を聞くよう求める決議を採択。

2 主な議論の状況

肯定の立場	<ul style="list-style-type: none">○地方参政権(被選挙権は含まない)に限定されたもので、国政への影響はない。○外国人も税金を納めて地域社会と共存している。○国際的に開かれた共生社会の実現へとつながる。○最高裁判決において、憲法は、その判断を立法府に委ねているとしており、憲法上許容される。
慎重な立場	<ul style="list-style-type: none">○基地問題や原子力行政など、地方行政の中にも国政に影響を及ぼすものがある。また、特別永住者の外、一般永住者を対象とした場合、特定の国の干渉を受けるおそれがある。○納税は行政サービスを受けるための対価である。○参政権は国家への忠誠義務が前提であり、国籍の取得により対応すべきである。○最高裁判決において、参政権は日本国民に限られる旨を判示しており、憲法上許されない。
その他	<ul style="list-style-type: none">○特別永住者については、その歴史的経緯を踏まえて検討する必要がある。○少子高齢化やグローバル化の進展の中、日本の成長戦略において、外国人労働者の受入れが重要な課題となっていることなどから、外国人政策全体の中での議論が必要である。

3 主要な論点

参政権付与の是非

- 国政と地方行政の関係をどのように捉えるべきか。
- 外国人が納税を行っている事実と地方参政権の関係をどう捉えるべきか。
- 国籍取得との関係をどう考えるべきか。
- 憲法15条及び93条の規定との関係における議論をどう捉えるべきか。

※ 永住外国人への地方参政権付与に関する、平成7年の最高裁判決の評価等。

参政権付与の内容

- 参政権を付与する外国人は、どの範囲を対象に考えるべきか。特に、特別永住者については、その歴史的経緯を踏まえた議論が必要ではないか。

※ 国会提出された法案では、一般永住者及び特別永住者が対象。

- 参政権を付与する内容は、どの範囲を対象に考えるべきか。

※ 国会提出された法案では、地方公共団体の長及び議会議員に対する選挙権と直接請求権(ただし、直接請求権の付与は将来的な検討課題とするものもあり。)を対象としており、被選挙権は含まれていない。

外国人の受入政策

- 少子高齢化の進展なども踏まえ、今後の外国人労働者の受入政策についても、併せて議論する必要があるのではないか。